

第1章 総則

(大学院の目的)

第1条 本大学院は、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上進展に寄与することを目的とする。

- 2 各研究科・専攻の人材の養成に関する目的、教育研究上の目的については、別に定める。
(自己点検・評価)

第2条 本大学院は、前条の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究水準の向上を図り、教育研究活動等の状況について、不断の自己点検及び評価を行う。

- 2 前項の自己点検及び評価の実施体制については、別に定める。
(課程の目的)

第3条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

- 3 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

(修業年限等)

第4条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

- 2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。
3 博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱う。
4 職業を有している等の事情により、あらかじめ標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望し認められた長期履修学生の修士課程及び博士課程前期の修業年限は、3年又は4年とする。

(研究科)

第5条 本大学院に、次の研究科を置く。

家政学研究科

文学研究科

人間生活学研究科

人間社会研究科

理学研究科

(専攻及び課程)

第6条 各研究科の専攻及び課程は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程
家政学研究科	児童学専攻 食物・栄養学専攻 住居学専攻 被服学専攻 生活経済専攻	修士課程 修士課程 修士課程 修士課程 修士課程
文学研究科	日本文学専攻 英文学専攻 史学専攻	博士課程 博士課程 博士課程
人間生活学研究科	人間発達学専攻 生活環境学専攻	博士課程 博士課程

人間社会研究科	社会福祉学専攻 教育学専攻 現代社会論専攻 心理学専攻 相関文化論専攻	博士課程 博士課程 博士課程 博士課程 博士課程
理学研究科	数理・物性構造科学専攻 物質・生物機能科学専攻	博士課程 博士課程

(収容定員)

第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計収容 定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
家政学研究 科	児童学専攻	10名	20名	名	名	20名
	食物・栄養学専攻	10	20			20
	住居学専攻	10	20			20
	被服学専攻	10	20			20
	生活経済専攻	8	16			16
	計	48	96			96
文学研究科	日本文学専攻	10	20	3	9	29
	英文学専攻	10	20	3	9	29
	史学専攻	6	12	3	9	21
	計	26	52	9	27	79
人間生活学 研究科	人間発達学専攻			5	15	15
	生活環境学専攻			5	15	15
	計			10	30	30
人間社会研 究科	社会福祉学専攻	10	20	3	9	29
	教育学専攻	10	20	3	9	29
	現代社会論専攻	10	20	3	9	29
	心理学専攻	14	28	3	9	37
	相関文化論専攻	6	12	3	9	21
	計	50	100	15	45	145
理学研究科	数理・物性構造科学専攻	10	20	3	9	29
	物質・生物機能科学専攻	10	20	3	9	29
	計	20	40	6	18	58
合計		144	288	40	120	408

第2章 教育課程、履修方法等

(教育方法)

第8条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

(授業科目及び単位数)

第9条 各研究科各専攻の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位)

第10条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(履修方法)

第11条 修士課程及び博士課程前期においては、それぞれの専攻の授業科目について、32単位以上（家政学研究科住居学専攻は36単位以上）を修得しなければならない。ただし、研究科委員会において、教育研究上有益と認めるときは、8単位を超えない範囲で他の専攻（他の研究科の専攻を含む。）の授業科目を履修させ、これを32単位（家政学研究科住居学専攻は36単位以上）のうちに含めることができる。

- 2 博士課程後期においては、研究科各専攻の定める研究指導を受ける。
- 3 履修授業科目の選定にあたっては、あらかじめ指導教員の指示を受けなければならない。
- 4 授業科目の履修にあたっては、毎学年度の始めに、当該学年度に履修する授業科目を届け出なければならない。
- 5 在学中に博士論文の受理が認められた者が、博士論文の審査及び最終試験に合格のため所定の修業年限を超えて引き続き在学した場合、履修すべき授業科目は、必修無単位の「特別研究（後期課程）」又は「特別研究」のみとし、その他の授業科目の履修は行わない。

(他の大学院における授業科目の履修)

第12条 各研究科委員会において、あらかじめ他大学の大学院と協議して双方の承認が得られたとき、学生は、当該他大学の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した単位は、15単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、第36条の規定による留学の場合に準用する。
- 4 前3項の規定は、第14条の規定により修得したものとみなした単位数と合わせて、20単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第13条 各研究科委員会において、あらかじめ他大学の大学院又は研究所等と協議して双方の承認が得られたとき、学生は、当該他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えない。

- 2 前項の規定は、第36条の規定による留学の場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 研究科委員会が、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学院（科目等履修生として修得した単位を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、15単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第12条の規定により修得したものとみなした単位数と合わせて、20単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。

(単位の認定)

第15条 履修授業科目に対する単位は、当該授業科目の試験に合格した場合に与えられる。ただし、研究科委員会において、他の方法をもって試験に代えることを認められた授業科目については、この限りでない。

(試験)

第16条 授業科目の試験は、毎学年度末又は研究科委員会が適当と認める時期に、その委員会の定める方式によって行う。

(成績評価)

第17条 授業科目の成績評価は、次のとおりとし、合格（A+、A、B、C）及び不合格（F、X）とする。

合否	合格	不合格
----	----	-----

評価	A +	A	B	C	F	X
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下	評価なし
評価の基準	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績	到達目標を十分に達成できている優れた成績	到達目標を達成できている成績	到達目標を最低限達成できている成績	到達目標を達成できていない成績	評価なし

2 第19条及び第21条第1項の論文の審査及び最終試験の評価は、合格又は不合格とする。

(教職免許)

第18条 小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状、幼稚園教諭一種免許状及び栄養教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科等に係る専修免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の大学院において、当該所要資格を取得できる教員免許状の種類（免許教科の種類を含む。）は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
家政学研究科	児童学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	
		幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
	食物・栄養学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	
		栄養教諭専修免許状	
	住居学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	
	被服学専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	
文学研究科	生活経済専攻	中学校教諭専修免許状	家庭
		高等学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
	日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	
		英文学専攻	英語
人間社会研究科	史学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	社会福祉学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民、福祉
	教育学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
		幼稚園教諭専修免許状	
理学研究科	現代社会論専攻	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	社会
	相関文化論専攻	高等学校教諭専修免許状	公民
		中学校教諭専修免許状	社会
	数理・物性構造科学専	高等学校教諭専修免許状	公民

攻	高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	
物質・生物機能科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	情報 理科

第3章 課程修了及び学位授与

(修士課程及び博士課程前期の修了要件)

第19条 修士課程又は博士課程前期に2年以上在学し、履修授業科目について32単位以上（家政学研究科住居学専攻は36単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、その専攻するところに従い、修士の学位を授与する。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。

- 2 第14条第2項の規定に基づき、本大学院に入学する前に修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。）を本大学院において修得したものと認定する場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程前期の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院に在学したものとみなすことができる。ただし、博士課程後期についてはこれを適用しない。
- 3 前項の規定により在学期間の短縮を行う場合においても、第1項ただし書きの規定にかかわらず、修士課程又は博士課程前期に少なくとも1年以上在学するものとする。

(修士の学位の専攻分野の名称)

第20条 本学において授与する修士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士の学位の専攻分野の名称
家政学研究科	児童学専攻 食物・栄養学専攻 住居学専攻 被服学専攻 生活経済専攻	家政学 家政学 家政学 家政学 家政学
文学研究科	日本文学専攻 英文学専攻 史学専攻	文学 文学 文学
人間社会研究科	社会福祉学専攻 教育学専攻 現代社会論専攻 心理学専攻 相関文化論専攻	社会福祉学 教育学 社会学 心理学 文学
理学研究科	数理・物性構造科学専攻 物質・生物機能科学専攻	理学 理学

(博士課程の修了要件)

第21条 博士課程に5年（修士課程又は博士課程前期に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、履修授業科目について32単位以上（本学家政学研究科住居学専攻修了者については36単位以上、理学研究科は55単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者には、その専攻するところに従い、博士の学位を授与する。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者について、研究科委員会が認めた場合には、この課程に3年（修士課程又は博士課程前期に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りる。

- 2 第19条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程又は博士課程前期に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程又は博士課程前期における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程又は博士課程前期

に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)」とあるのは「3年(修士課程又は博士課程前期における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程の後期3年の課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。

(課程を経ない者の博士学位の授与)

第22条 前条に定めるもののほか、博士の学位は、論文を提出して本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(博士の学位の専攻分野の名称)

第23条 本学において授与する博士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専攻	博士の学位の専攻分野の名称
文学研究科	日本文学専攻	文学
	英文学専攻	文学
	史学専攻	文学
人間生活学研究科	人間発達学専攻	学術
	生活環境学専攻	学術
人間社会研究科	社会福祉学専攻	社会福祉学
	教育学専攻	教育学
	心理学専攻	心理学
	現代社会論専攻	学術
	相関文化論専攻	文学
理学研究科	数理・物性構造科学専攻	理学
	物質・生物機能科学専攻	理学

(学位規程)

第24条 この学則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、本学の学位規程の定めるところによる。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第25条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第26条 学年を分けて、次の2学期とする。

- (1) 前学期 4月1日から9月14日まで
- (2) 後学期 9月15日から翌年3月31日まで

(休業日)

第27条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)に規定される休日
- (2) 本大学創立記念日 4月20日
- (3) 春季休暇 3月下旬
- (4) 夏季休暇 8月上旬から9月中旬まで
- (5) 冬季休暇 12月下旬から翌年1月上旬まで

2 前項に規定する休業日において、必要がある場合は授業その他を行うことがある。また、必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 入学、留学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、再入学の時期は、学年の始め又は後学期の始めとする。

(修士課程及び博士課程前期の入学資格)

第29条 本大学院修士課程及び博士課程前期に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (7) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(博士課程後期の入学資格)

第30条 本大学院博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (5) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第31条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学試験)

第32条 入学志願者については、所定の入学試験を行う。

(入学手続)

第33条 入学を許可された者は、保証人を定め、本大学院所定の誓約書及び保証人署名の保証書を指定された期日までに提出しなければならない。

(保証人)

第34条 保証人は、独立の生計を営む親族又はこれに代わる成年者で、保証人としての責任を果たし得る者でなければならない。

- 2 保証人は、本人在学中の事項について、責任を負う。
- 3 保証人が死亡した場合には、新たに保証人を定め、届け出なければならない。保証人を変更しようとするときもまた同様とする。
- 4 保証人が転居又は改姓したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
- 5 保証人が海外在住の場合は、緊急時に責任をもって学生本人や保証人と連絡がとれる日本国内に在住する成年者である連絡人を届け出なければならない。

(在学年数の限度)

第35条 本大学院における在学年数は、修士課程及び博士課程前期にあっては4年、博士課程後期にあっては6年を超えることはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第4項の長期履修学生の修士課程及び博士課程前期の在学年数は、修業年限が3年の場合は4年を、修業年限が4年の場合は5年を超えることはできない。

(留学)

第36条 学生は、第12条第3項又は第13条第2項の規定に基づき、外国の大学院に留学することができる。

- 2 前項の留学期間は、第19条又は第21条の在学期間に含まれる。
- 3 留学に関し必要な事項は、大学院学生の外国留学規則に定める。

(休学)

- 第37条 病気その他やむを得ない事情により修学できない者は、その理由を記し、保証人連署で願い出て、前学期又は後学期を単位として休学することができる。
- 2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。
 - 3 休学できる期間は、原則として1年以内とする。ただし、特別の理由のある場合は、引き続き休学を願い出ることができる。
 - 4 休学期間は、通算して、修士課程又は博士課程前期では2年、博士課程後期では3年を超えることはできない。
 - 5 休学の場合には、休学期間中の授業料及び施設設備費を免除し、別途在籍料を納入する。ただし、大学院学則第54条第4項及び大学院再入学規則第7条第1項第1号と第2号のいずれかに該当する者には適用されない。
 - 6 前項にかかわらず、入学と同時に休学を開始する場合のみ、入学した期の学費は所定額の全額を納めなければならない。
 - 7 休学期間は、在学年数に算入しない。
 - 8 休学期間経過後は、復学することができる。ただし、病気のため休学した者が復学する場合は、校医の診断書を提出しなければならない。

(転入学)

第38条 他の大学院の学生が、所属の大学の長の承認書を添えて本大学院に転学を志願したときは、学年の始めに限り、選考の上、これを許可することがある。

(転学)

第39条 本大学院の学生が、他の大学院に転学を志願しようとするときは、あらかじめ許可を得なければならない。

(退学)

第40条 退学しようとする者は、その理由を記し、保証人連署で願い出なければならない。

- 2 第35条に定める在学年数を超えた場合は、その在学年数を満了した日をもって退学とする。

(死亡による退学)

第41条 死亡した者は、死亡した日をもって退学とする。

(再入学)

第42条 正当の理由で退学した者が、再入学を志願したときは、学年の始め又は後学期の始めに限り、選考の上これを許可することがある。

- 2 前項の場合に、既修の授業科目の全部又は一部を再び履修させことがある。

(入学、留学、休学、転学及び退学の許可)

第43条 入学、留学、休学、転学及び退学の許可は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

第6章 科目等履修生、e-ラーニング特別科目等履修生、特別聴講生、寄附授業特別聴講生、特別研修生、研究生、委託研修員及び交換留学生

(科目等履修生・e-ラーニング特別科目等履修生)

第44条 本大学院研究科の授業科目のうち、1科目又は数科目の履修を希望する者があるときは、審査の上、科目等履修生、e-ラーニング特別科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講生)

第45条 各研究科委員会においてあらかじめ他大学の大学院と協議して、双方の承認が得られたとき、他大学の大学院学生で本大学院の授業科目を履修しようとする者を特別聴講生として聴講を許可がある。

- 2 前項により履修できる単位は15単位を限度とする。

(寄附授業特別聴講生)

第46条 本学に寄附授業を提供している寄附者側からの推薦がある者については、選考の上、寄附授業特別聴講生として希望する寄附授業の聴講を許可することがある。

(特別研修生)

第47条 各研究科委員会においてあらかじめ他大学の大学院と協議して、双方の承認が得られたとき、他大学の大学院の学生が、本大学院において特別研修生として研究指導を受けることを許可することがある。

(研究生)

第48条 大学院修士課程又は博士課程前期を修了した者と同等以上の学力があると認めた者を研究生として本大学院の教員の指導の下に、特定の課題の研究を行うことを許可することがある。

(委託研修員)

第49条 国立、公立又は私立学校等の教職員等の所属機関等の長から、その所属教職員等について研究指導の委託の願い出があるときは、審議の上、委託研修員として受入れを許可することがある。

2 委託研修員に関し必要な事項は、委託研修員規則に定める。

(交換留学生)

第50条 本学と協定のある外国の大学院の学生を、交換留学生として入学を許可することがある。

2 交換留学生に関し必要な事項は、大学院交換留学生規程に定める。

第7章 検定料、入学金、授業料及び施設設備費等

(検定料)

第51条 本大学院に入学を志願する者は、検定料35,000円を納めなければならない。

(入学時納入金)

第52条 本大学院に入学を許可された者は、別表2に示す入学金及び入学する期の授業料等を、所定の期日までに納めなければならない。

(学費等の納入)

第53条 学生は、学費として授業料、実験実習料及び施設設備費を、毎年所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生は、大学が指定する保険料（以下「保険料」という。）を納入しなければならない。なお、保険料の金額等契約にかかる事項は所管する団体の定めるところによる。

(授業料等)

第54条 授業料及び施設設備費は、別表2のとおりとする。なお、休学に伴う在籍料は別表3のとおりとする。

2 授業料及び施設設備費は、2期に分納することができる。

3 授業料及び施設設備費を分納する場合の納入額は、別表2のとおりとする。

4 第21条に定める博士課程の修了要件のうち「博士論文の審査及び最終試験に合格した者」の要件のみを満たしていない者が所定の修業年限を超えて引き続き在学しようとする場合の授業料等は、別に定める。

(実験実習料)

第55条 実験実習料に必要な事項は、別に定める。

(納入金の不還付)

第56条 既に納めた検定料、入学金及び授業料その他の学費は、いかなる理由によるも返還しない。

(学費未納の取扱い)

第57条 授業料その他の学費を納めない者は、当該期又は年度の履修について成績評価を受けることはできない。

(除籍)

第58条 授業料その他の学費を納めることを怠り、督促を受けてなお納めない者は、これを除籍する。

2 除籍に関し必要な事項は、除籍取扱規程に定める。

3 第1項による除籍者が再入学を願い出た場合は、別に定める大学院再入学規則により、学長はこれを許可することがある。

(科目等履修生・e-ラーニング特別科目等履修生の学費)

第59条 科目等履修生の選考料は10,000円とし、科目履修料は1単位につき18,400円とする。また、e-ラーニング特別科目等履修生については別に定める。

2 第55、56、57、58条及び第63条の規定は、科目等履修生に準用する。

3 科目等履修生は、保険料を入学手続時に納めなければならない。

(特別聴講生及び特別研修生の学費)

第60条 特別聴講生及び特別研修生の学費については、別に定める。

(研究生の学費)

第61条 研究生の選考料は10,000円とし、研究料は年額284,000円とする。

2 第55、56、57、58条及び第63条の規定は、研究生に準用する。

3 研究生は、保険料を入学手続時に納めなければならない。

(委託研修員の学費)

第62条 本学に委託研修員として受け入れを許可された者は、次の区分による研修委託費を納めなければならない。

(1) 実験 月額 38,000円

(2) 非実験 月額 21,600円

2 前項の研修委託費は、研究期間の全額を前納する。ただし、研究期間が1か月末満の場合でも月額を徴収する。

(学費変更の取扱い)

第63条 在学中、授業料その他の学費について変更のあった場合には、新たに定められた金額を納める。

第8章 教員及び研究科委員会

(指導教員)

第64条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学の教授が担任する。ただし、特別の事情がある場合には、准教授又は講師をこれに充てることがある。

(学長)

第65条 学長は、学校教育法の定めるところにより、校務に関して最終決定を行う権限を有する。

(研究科委員会)

第66条 本学の各研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は各研究科の教授及び准教授をもって組織し、必要がある場合には、講師（専任）を加えることができる。

3 研究科委員会は、研究科委員長が招集し、議長となる。

4 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。

5 研究科委員会は、次の事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる。

(1) 学生の入学、課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前二号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

6 研究科委員会は、前項に定めるもののほか、学長及び研究科委員長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

7 学長は、必要と認めたとき、研究科委員会の招集を要請し、又は研究科委員会に出席して発言することができる。

8 研究科委員会に関し必要な事項は、各研究科において定める。

(大学院協議会)

第67条 各研究科に関する共通事項を審議するため、大学院協議会を置き、学長、各研究科委員長及び各専攻の代表者各1名をもって組織する。

2 前項の協議会の議長は、学長がこれに当たる。

第9章 研究指導施設

第68条 本大学院に、研究室及び実験、実習室を置く。

2 本大学の学部及びその他の施設は、必要に応じ、大学院学生の研究及び指導に充てる。

第10章 厚生保健施設

第69条 本大学院の学生は、本大学の厚生保健施設を利用することができる。

第11章 賞罰

(表彰)

第70条 学業成績、人物ともに優秀な学生には、別に定める日本女子大学学生表彰規程により、表彰することがある。

(懲戒)

第71条 学生が、本大学院の規則その他諸規程若しくは命令に背き又は学生の本分に反する行為があ

るときは、懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒は、別に定める日本女子大学学生懲戒規程による。

第12章 改廃

(改廃)

第72条 この学則の改廃は、大学執行部会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

この学則は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則 (文学研究科増設に伴なう改正)

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則 (授業料変更に伴なう改正)

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (授業料及び授業科目変更に伴なう改正)

この学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (授業料及び授業科目変更に伴なう改正)

この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (大学院文学研究科博士課程増設および授業料変更に伴なう改正)

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (学費および授業科目変更に伴なう改正)

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (学費および授業科目変更に伴なう改正)

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (専攻増設等に伴う改正)

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

- 2 第6条に規定する住居学専攻・被服学専攻・教育学専攻の修士課程及び英文学専攻の博士課程後期の総定員は、完成年度（修士課程は昭和54年度・博士課程後期は昭和55年度）の総定員であり、学年進行中の各年度の総定員は、次の表のとおりである。

〔昭和53年度〕

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計総定員
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	
家政学研究科	児童学専攻	10名	20名	名	名	20名
	食物・栄養学専攻	10	20			20
	住居学専攻	10	10			10
	被服学専攻	10	10			10
	計	40	60			60
文学研究科	日本文学専攻	10	20	3	9	29
	英文学専攻	10	20	3	3	23
	社会福祉学専攻	10	20	3	6	26
	教育学専攻	10	10			10
	計	40	70	9	18	88
合計		80	130	9	18	148

〔昭和54年度〕

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計総定員
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	

家政学研究科	児童学専攻	10名	20名	名	名	20名
	食物・栄養学専攻	10	20			20
	住居学専攻	10	20			20
	被服学専攻	10	20			20
	計	40	80			80
文学研究科	日本文学専攻	10	20	3	9	29
	英文学専攻	10	20	3	6	26
	社会福祉学専攻	10	20	3	9	29
	教育学専攻	10	20			20
	計	40	80	9	24	104
合計		80	160	9	24	184

3 第50条中「入学検定料金1万8千円」とあるのは、附則第1項の規定にかかわらず、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（授業科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（入学検定料及び授業科目変更に伴う改正）

1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

2 第50条中「入学検定料金2万円」とあるのは、附則第1項の規定にかかわらず、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（学位規程制定に伴う改正）

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第20条の規定は、第19条に規定する本大学院の博士課程を経た者に対し、博士の種類ごとに、博士の学位を授与した後において適用するものとする。

附 則（入学検定料等変更に伴う改正）

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、第46条の規定は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（学費及び授業科目変更に伴う改正）

1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 第47条の規定は、前項の規定にかかわらず、昭和57年9月1日より施行する。

3 昭和57年度以前に入学した学生の授業料及び施設設備費については、第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（入学検定料等の変更に伴う改正）

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第46条の規定は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則（入学検定料等の変更に伴う改正）

この学則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第46条の規定は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（授業料等の変更に伴う改正）

1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 昭和60年度以前に入学した学生の授業料については、第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（課程増設等に伴う改正）

1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

2 第6条に規定する文学研究科教育学専攻の博士課程後期の総定員は、完成年度（昭和64年度）の総定員であり、学年進行中の各年度の総定員は、次のとおりとする。

年度	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計総定員
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	

昭和62年度	教育学専攻	10名	20名	3名	3名	23名
	文学研究科計	40	80	12	30	110
	合計	80	160	12	30	190
昭和63年度	教育学専攻	10	20	3	6	26
	文学研究科計	40	80	12	33	113
	合計	80	160	12	33	193

3 第46条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず、昭和61年8月1日から施行する。

附 則（授業科目変更に伴う改正）

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（授業料等変更に伴う改正）

1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。

2 昭和63年度以前に入学した学生の授業料については、第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（消費税の実施等に伴う改正）

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（授業料等の変更に伴う改正）

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 平成2年度以前に入学した学生の授業料については、第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（人間生活学研究科設置等に伴う改正）

1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 第6条に規定する人間生活学研究科の収容定員は、完成年度（平成6年度）の収容定員であり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

年度	研究科	専攻	博士課程後期		合計収容定員
			入学定員	収容定員	
平成4年度	人間生活学研究科	人間発達学専攻	5名	5名	5名
		生活環境学専攻	5	5	5
		計	10	10	10
	合計		22	46	206
平成5年度	人間生活学研究科	人間発達学専攻	5	10	10
		生活環境学専攻	5	10	10
		計	10	20	20
	合計		22	56	216

3 修士及び博士の学位に関する規定は、平成4年3月修了者から適用する。

4 平成3年度以前に入学した学生の施設設備費については、第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（専攻増設等に伴う改正）

1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

2 第6条に規定する文学研究科史学専攻の収容定員は、完成年度（平成6年度）の収容定員であり、学年進行中の平成5年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士課程前期		合計収容定員
		入学定員	収容定員	
文学研究科	史学専攻	6名	6名	6名
	計	46	86	122
合計		86	166	232

3 平成4年度以前に入学した学生の授業料及び施設設備費については、第48条の規定にかかわらず

ず、なお従前の例による。

附 則（人間社会研究科設置等に伴う改正）

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 6 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 文学研究科社会福祉学専攻、教育学専攻は第 5 条の規定にかかわらず、平成 6 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 4 第 6 条に規定する文学研究科及び人間社会研究科の収容定員は、人間社会研究科の完成年度（修士課程は平成 7 年度・博士課程は平成 8 年度）の収容定員であり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

[平成 6 年度]

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	日本文学専攻	10名	20名	3 名	9 名	29名
	英文学専攻	10	20	3	9	29
	社会福祉学専攻		10		6	16
	教育学専攻		10		6	16
	史学専攻	6	12			12
	計	26	72	6	30	102
人間社会研究科	社会福祉学専攻	10	10	3	3	13
	教育学専攻	10	10	3	3	13
	現代社会論専攻	10	10			10
	心理学専攻	10	10			10
	計	40	40	6	6	46
合計		106	192	22	66	258

[平成 7 年度]

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	日本文学専攻	10名	20名	3 名	9 名	29名
	英文学専攻	10	20	3	9	29
	社会福祉学専攻				3	3
	教育学専攻				3	3
	史学専攻	6	12			12
	計	26	52	6	24	76
人間社会研究科	社会福祉学専攻	10	20	3	6	26
	教育学専攻	10	20	3	6	26
	現代社会論専攻	10	20			20
	心理学専攻	10	20			20
	計	40	80	6	12	92
合計		106	212	22	66	278

- 5 第16条第2項の規定は、文学研究科史学専攻の平成 6 年度入学者から適用する。

附 則（課程増設等に伴う改正）

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条に規定する文学研究科史学専攻の博士課程後期の収容定員は、完成年度（平成 9 年度）の収容定員であり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

[平成 7 年度]

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	史学専攻	6名	12名	3名	3名	15名
	計	26	52	9	27	79
合計		106	212	25	69	281

[平成 8 年度]

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
文学研究科	史学専攻	6名	12名	3名	6名	18名
	計	26	52	9	24	76
合計		106	212	25	72	284

- 3 平成 6 年度以前に入学した学生の授業料については、第48条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（理学研究科設置等に伴う改正）

- この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 7 条に規定する家政学研究科生活経済専攻、人間社会研究科心理学専攻博士課程後期及び理学研究科の収容定員は、完成年度（生活経済専攻及び理学研究科は平成 9 年度、心理学専攻博士課程後期は平成 10 年度）の収容定員であり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。

[平成 8 年度]

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
家政学研究科	生活経済専攻	8名	8名	名	名	8名
	計	48	88			88
人間社会研究科	心理学専攻	10	20	3	3	23
	計	40	80	9	21	101
理学研究科	数理・物性構造 科学専攻	6	6			6
	物質・生物機能 科学専攻	6	6			6
	計	12	12			12
合計		126	232	28	75	307

[平成 9 年度]

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
人間社会研究科	心理学専攻	10名	20名	3名	6名	26名
	計	40	80	9	24	104
合計		126	252	28	81	333

- 3 第49条第 3 項及び第 6 項の規定は、平成 8 年度入学者より適用する。

附 則（課程増設等に伴う改正）

- この学則は、平成9年4月1日から施行する。
 - 第7条に規定する人間社会研究科現代社会論専攻の博士課程後期の収容定員は、完成年度（平成11年度）の収容定員であり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。
- [平成9年度]

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
人間社会研究科	現代社会論専攻	10名	20名	3名	3名	23名
	心理学専攻	10	20	3	6	26
	計	40	80	12	27	107
合計		126	252	31	84	336

[平成10年度]

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
人間社会研究科	現代社会論専攻	10名	20名	3名	6名	26名
	計	40	80	12	33	113
合計		126	252	31	90	342

附 則（専攻増設等に伴う改正）

- この学則は、平成10年4月1日から施行する。
 - 第7条に規定する人間社会研究科相關文化論専攻の修士課程及び理学研究科博士課程後期の収容定員は、完成年度（相關文化論専攻は平成11年度、理学研究科博士課程後期は平成12年度）の収容定員であり、学年進行中の各年度の収容定員は、次のとおりとする。
- [平成10年度]

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
人間社会研究科	現代社会論専攻	10名	20名	3名	6名	26名
	相關文化論専攻	6	6			6
	計	46	86	12	33	116
理学研究科	数理・物性構造科学専攻	6	12	3	3	15
	物質・生物機能科学専攻	6	12	3	3	15
	計	12	24	6	6	30
	合計	132	258	37	96	354

[平成11年度]

研究科	専攻	修士課程及び 博士課程前期		博士課程後期		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
理学研究科	数理・物性構造科学専攻	6名	12名	3名	6名	18名
	物質・生物機能科学専攻	6	12	3	6	18

	計	12	24	6	12	36
合計		132	264	37	105	369

附 則（科目履修科等の改正に伴う改正）

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（課程修了要件の改正等に伴う改正）

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 第37条第4項に規定する休学期間の上限は、平成12年度入学者より適用し、平成11年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（教職免許教科等の改正に伴う改正）

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（授業科目の変更に伴う改正）

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（授業科目の変更に伴う改正）

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第7条の家政学研究科通信教育課程家政学専攻の収容定員は、完成年度（平成20年度）のものであり、平成19年度は20名とする。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第7条の人間社会研究科相関文化論専攻博士課程後期の収容定員は、完成年度（平成22年度）のものであり、平成20年度は3名、平成21年度は6名とする。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第7条の理学研究科数理・物性構造科学専攻博士課程前期、物質・生物機能科学専攻博士課程前期の収容定員は、完成年度（平成24年度）のものであり、平成23年度は各16名とする。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第7条の人間社会研究科心理学専攻博士課程前期の収容定員は、完成年度（平成26年度）のものであり、平成25年度は24名とする。

3 第17条の成績評価は、平成25年度入学者から適用し、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前に入学した家政学研究科住居学専攻の学生の修了単位は、第11条、第19条、第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第52条の入学初年度前期の施設設備費納入については、平成31年度入学者から適用する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 第18条の教職免許は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、2020年4月1日から施行する。

2 2019年度以前に入学した学生の授業料については、第52条別表2及び第53条別表3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、2021年4月1日から施行する。

2 家政学研究科通信教育課程家政学専攻は、2021年度から学生募集を停止する。

附 則

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、2023年4月1日から施行する。

2 2022年度以前に入学した学生の実験実習料については、第55条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表2

内訳	課程	修業年限	研究科	専攻	年額 (入学金を除く)	分割納入額	
						前期	後期
入学金	修士課程・博士課程		全研究科共通		200,000円		
授業料	修士課程 博士課程 前期	2年	家政学研究科	児童学専攻、 食物・栄養学専攻、 住居学専攻、 被服学専攻	700,000円	350,000円	350,000円
				生活経済専攻	600,000円	300,000円	300,000円
			文学研究科 人間社会研究科		600,000円	300,000円	300,000円
				理学研究科	800,000円	400,000円	400,000円
			長期履修学生(3)	家政学研究科	467,000円	234,000円	233,000円

		年)		専攻、住居学 専攻、被服学 専攻			
				生活経済専攻	400,000円	200,000 円	200,000 円
			文学研究科 人間社会研究 科		400,000円	200,000 円	200,000 円
			理学研究科		534,000円	267,000 円	267,000 円
	長期履修 学生 (4 年)	家政学研究科	児童学専攻、 食物・栄養学 専攻、住居学 専攻、被服学 専攻	350,000円	175,000 円	175,000 円	
			生活経済専攻	300,000円	150,000 円	150,000 円	
		文学研究科 人間社会研究 科		300,000円	150,000 円	150,000 円	
		理学研究科		400,000円	200,000 円	200,000 円	
博士課程 後期	3年	人間生活学研 究科		700,000円	350,000 円	350,000 円	
		文学研究科 人間社会研究 科		600,000円	300,000 円	300,000 円	
		理学研究科		800,000円	400,000 円	400,000 円	
施設設備 費	修士課程	2年	全研究科共通		100,000円	50,000円	50,000円
	博士課程 前期	長期履修 学生 (3 年)	全研究科共通		70,000円	35,000円	35,000円
		長期履修 学生 (4 年)	全研究科共通		50,000円	25,000円	25,000円
	博士課程 後期	3年	全研究科共通		100,000円	50,000円	50,000円

別表 3

内訳	課程	修業年限	研究科	専攻	年額	分割納入額	
						前期	後期
在籍料	修士課 程・博士 課程		全研究科共通		200,000円	100,000 円	100,000 円